

2023年4月28日

各 位

上場会社名 中部電力株式会社
 代表者 代表取締役社長 林 欣吾
 (コード番号 9502)
 問合せ先責任者
 経営管理本部法務グループ長 伊藤 慎
 (TEL 052-951-8211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月28日開催予定の第99期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

- (1) 最適な経営体制の機動的な構築の観点から、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選定することができるようにするため、現行定款第14条(招集)、第16条(議長)、第23条(取締役会の構成及び招集)、第24条(取締役会の議長)、第28条(代表取締役及び役付取締役)、第29条(社長の業務執行)および第30条(会長)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社では、経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、2005年から執行役員制を採用しておりますが、上記変更に伴い、執行役員の選任方法および役割等を明確にするため、変更定款案第31条(執行役員)を新設するものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(招集) 第14条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。	(招集) 第14条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、 <u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役</u> が招集する。 <u>当該取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(議長) 第 16 条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当る。<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。 (取締役会の構成及び招集) 第 23 条 取締役会は、取締役をもって構成する。 ② 取締役会は、<u>社長</u>が招集する。<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。 ③ 取締役会の招集通知は、会日から 2 日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ④ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。 (取締役会の議長) 第 24 条 取締役会の議長は、<u>社長</u>がこれに当る。<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。 (代表取締役及び役付取締役) 第 28 条 取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。 ② 取締役会の決議をもって、<u>社長 1 人を置き、なお、会長その他の役付取締役を置くことができる。</u> (第 2 項から移行)	(議長) 第 16 条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役</u>がこれに当る。<u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u> (取締役会の構成及び招集) 第 23 条 (現行どおり) ② 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役</u>が招集する。<u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> ③ (現行どおり) ④ (現行どおり) (取締役会の議長) 第 24 条 取締役会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役</u>がこれに当る。<u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u> (代表取締役及び役付取締役等) 第 28 条 (現行どおり) ② 取締役会の決議をもって、<u>代表取締役又は執行役員のうち 1 人を社長とする。</u> ③ 取締役会の決議をもって、会長その他の役付取締役を置くことができる。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(社長の業務執行) 第 29 条 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を統括する。 ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。 (会長) 第 30 条 会長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。 ② 会長を置いた場合には、社長は、会社の業務の執行を統括する。<u>この場合には、第 14 条、第 16 条、第 23 条及び第 24 条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u> (新 設) 第 31 条～第 44 条 (条 文 省 略)	(社長の業務執行) 第 29 条 (現行どおり) ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役<u>又は執行役員</u>がその職務を代行する。 (会長) 第 30 条 (現行どおり) ② 会長を置いた場合には、社長は、会社の業務の執行を統括する。 <u>(執行役員)</u> <u>第 31 条 本会社は、取締役会の決議をもって、執行役員を選任し、会社の業務を執行させることができる。</u> 第 32 条～第 45 条 (現行どおり)

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2023年6月28日

以 上